交通規制・児童送迎にかかわる駐停車の禁止場所について (交通安全並びに交通規則遵守のお願い)

時下、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 さて、本校周辺は隣接する公道がたいへん狭いため、学校東側では朝、交通規制が行われていますが、学校周辺の国道バス停や交差点といった禁止場所での駐停車等が見られ、 警察署からもご指摘をいただいています。

下記の内容を確認の上、児童や保護者、地域住民の安心・安全のために、交通安全並びに交通規則の遵守をお願いします。

記

- 1 道路の交通規制について
 - ○学校東側の道路は朝7時30分から8時30分まで車両通行禁止です。
 - ○職員を含み、この時間帯に通行せざるを得ない者は警察署に通行許可証を申請し交付 を受ける必要があります。けがで歩けない等、一時的に車での送迎が必要な場合も、 通行許可証が必要です。
 - ○校地内は、車の停め場や方向転換のスペースもたいへん狭いので、登下校の時間帯は 児童の安全のため保護者の方の車の乗り入れを原則ご遠慮いただいております。
 - ○特別な事情がある場合には、担任を通じ学校にご相談ください。

2 近隣での駐停車・乗降について

バス停表示板から10mの駐停車(運行時間帯)は、道路交通法により禁止されています。同様に交差点内とその5m付近、横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5mの範囲は駐停車禁止です。

→ 小学校北側の床波交差点、山村入口バス停での駐停車(下図参照)は禁止 童の車の乗り降りも禁止(交通取締り対象)】です。小学校南側のふれあいセンタ 一前交差点も同様です。

